

令和元年

第13回12月定例教育委員会議事録

令和元年12月23日

大野城市教育委員会

## 次 第

- 1 招集日時  
○招集日 令和元年 12 月 23 日  
○開会時間 午後 3 時 00 分  
○閉会時間 午後 3 時 50 分
- 2 招集の場所 大野城市役所 本館 4 階 委員会室 3
- 3 会議次第
  - (1) 議事録署名委員  
令和元年第 12 回議事録の署名委員 梶原 千春 委員  
今回議事録の署名委員 高野 英機 委員
  - (2) 議事 (全て可決)  
第 41 号 大野城市立学校児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則の制定について  
第 42 号 大野城市立学校児童生徒医療援助規則の一部を改正する規則の制定について
  - (3) 教育長報告 なし
  - (4) 報告 なし
  - (5) その他
    - ①教育長の業務報告 (11～12 月分)
    - ②教育委員会の主な行事・業務の予定 (令和 2 年 1 月分)
    - ③大野城市学校運営協議会推進大会について (ご案内)
    - ④令和元年 12 月議会 教育関係一般質問の概要
- 4 出席した委員等 吉富 修 (教育長) 安部 一枝 高木 和敏 梶原 千春  
松本 民仁 高野 英機
- 5 欠席した委員 なし
- 6 出席した職員 教 育 部 長 平田 哲也  
教 育 政 策 課 長 橋元 啓樹  
教 育 振 興 課 長 千葉 太  
教 育 指 導 室 長 梶 幸男  
ス ポ ー ツ 課 係 長 中川 啓  
ふ る さ と 文 化 財 課 長 石木 秀啓  
教 育 政 策 課 係 長 葉山 賀瑞江  
教 育 政 策 課 担 当 藤岡 良栄
- 7 会議の書記 教育政策課教育政策・支援担当 藤岡 良栄

午後 3 時00分 開会

○吉富教育長

ただいまより令和元年12月定例教育委員会を開会します。傍聴の申し出はあっておりません。

〔会議録承認〕

○吉富教育長

早速、議事録の承認に入ります。前回の11月定例会にて梶原委員さんをお願いしておりましたので、署名をお願いします。

今回の議事録の署名につきましては、次回の委員会において高野委員さんをお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○高野委員

はい。

〔議 事〕

○吉富教育長

それでは早速、議事に入らせていただきます。

〔第41号議案 大野城市立学校児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則の制定について〕

〔第42号議案 大野城市立学校児童生徒医療援助規則の一部を改正する規則の制定について〕

○吉富教育長

レジュメをごらんください。提示しておりますレジュメの3番の議事には単一の議案を書いておりますが、本日、追加で第42号議案も皆様方に付議することとなりましたので、後ほど提案させていただきます。ただ、この二つの案件は関連した議案となりますので、一括して説明を求めることといたします。

それでは、橋元課長、お願いいたします。

○橋元教育政策課長

第41号議案、大野城市立学校児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則の制定についてと、第42号議案、大野城市立学校児童生徒医療援助規則の一部を改正する規則の制定についてを一括してご説明させていただきます。

内容について簡単にご説明いたします。まず、第41号議案の就学援助規則の一部を改正する規則についてです。今、小学校・中学校の児童・生徒に対しまして、要件を満たせば就学援助を行っております、その中に、入学に必要なランドセル・文房具等を購入するための新入学用品費という費目があります。こちらが大きく変わり、これまでは就学後に支給していましたが、これを入学前に支給できるように改正するものです。対象者を、就学予定の児童生徒も含めた規則の改正になっております。

続きまして、第42号議案の内容は、医療援助規則の一部を改正する規則です。こちらは、就学援助の対象者が、例えば、虫歯治療などをする場合に医療援助の対象になっています。主に改定している内容につきましては後で詳しくご説明させていただきますが、現在、区域外就学の方も対象としているものの、そういった区域外就学の方の明記がしっかりされていなかったもので、その部分を主に改正しています。

それでは、詳しく文書の内容をご説明させていただきます。

まず、第41号議案の内容からご説明いたします。1枚めくっていただいて、2ページをお願いいたします。中段から下段にかけて改正前と改正後の表をつくっております。主に改正後のご説明をさせていただきます。

まず、第2条ですが改正後の「児童生徒又は入学を予定する者」に下線を引いております。今回の変更点は、「又は入学を予定する者」を加えたことです。先ほどご説明したように、就学援助の対象者について、入学前支給に対応できるように「入学を予定する者」という文章を付加しております。

続きまして、2番目の「前項の規定にかかわらず、大野城市立の小学校又は中学校に在学する児童生徒又は入学を予定する者のうち、大野城市に住所を有しないものの保護者で、同項各号のいずれかに該当するものは住所を有する市町村と協議の上、就学援助を行うことができる」という文章は全て新規で付加している部分です。こちらは区域外就学者に対する支給根拠を明文化しているものでございます。今までは文章自体がなかったので明文化いたしました。

続きまして、3番の「委員会は、必要があると認めるときは、前2項に規定する就学援助の対象となる者でない保護者についても、就学援助を行うことができる」につ

いては、特例規定を載せております。特例規定自体は、改正前の2番に「前項の規定にかかわらず」と文章がありますが、今回この文章を整理する上で、内容的にはほとんど変わりませんが、例外規定の文言整理をし表現を変えております。

続きまして、第3条、援助の申請です。「第3号」に線を引いております。以前は「第4号」になっておりました。この規則は直近で平成28年に改定しております。それ以前には、前条第1項第2号または第4号に1から4まで号数がございましたが、平成28年に3号を削除して、4つあった文章が3つになっているにもかかわらず、こちらの文章の表現を変えておりませんでした。今回それが判明しましたので、合わせて改正して整えております。

続きまして、3ページの第10条でございます。第10条については、「就学援助の認定通知を受けた児童生徒」の表現を「第3条の規定による申請の内容」に変えております。こちらの就学援助の認定自体は、認定を受けるのは保護者であるにもかかわらず、以前の文章の表現では、児童生徒が認定通知を受けるという表現になっておりました。厳密に申しますと、認定を受けるのは児童生徒の保護者となりますので、そちらが該当するように文言の整理を法制担当と協議して行ったものでございます。

続きまして、2号の「前項の異動のうち、大野城市内間の転学」で、学校間で転校した場合に、転校した人を学校長に教えなさいという内容を、こちらも文言を法制担当と協議しまして、内容を整理して整えております。

41号議案の説明は以上です。

続きまして、42号議案の説明をさせていただきます。めくっていただいて、2ページをお願いいたします。

2ページの第1条でございます。こちらも「治療困難な場合において」の後に、「当該児童生徒の保護者に対し」という文章を加えております。こちらは援助対象者の方を明確にするために、「当該児童生徒の保護者に対し」という文言を追加しているものでございます。

続きまして、第3条でございます。第3条は、改正前と改正後で特に変わっているのが(1)の生活保護受給者に関する規定です。こちらは、厳密に申しますと、改正前の(2)に書いています「大野城市立学校児童生徒就学援助規則」の中に、生活保護受給者も含まれる規定になっていて、二重書きのような格好になっておりましたので、そちらを整理し、大野城市の規則の部分だけ書いております。

なお、それに伴って、下の「第2条の規定による就学援助を受けることができる保

護者」の後ろに、（大野城市立の小学校又は中学校に入学を予定する者の保護者を除く。）と例外規定を書いておりますが、こちらは第41号議案でご説明したとおり、今後、就学援助の対象者が就学している児童生徒だけではなくて、未就学の方も対象者になります。ただし、医療援助自体は就学された人しか対象にならないため、例外的な文章で「ただし、就学前の人は除きます」と加えています。

以上、説明させていただきましたが、このような内容を含めた規則の改正ということで、今回提案させていただいております。

説明は以上です。

○吉富教育長

ありがとうございました。第41号議案、第42号議案は関連がありますので、どちらかでもお尋ねがありましたら、どうぞお出してください。

就学前の支給を可能にすることが大きな趣旨でございます。よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

それでは、第41号議案、大野城市立学校児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則の制定について及び第42号議案、大野城市立学校児童生徒医療援助規則の一部を改正する規則の制定について、採決に入らせていただきます。

第41号議案、第42号議案について承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

ありがとうございます。異議なしですので、第41号議案、第42号議案は承認すべきものと決めます。

議案については終わります。

〔教育長報告〕

○吉富教育長

進めさせていただきます。第4番、教育長報告でございます。今月は報告すべき事項はありません。

〔報 告〕

○吉富教育長

5番、報告です。こちらもございません。

〔その他〕

- (1) 教育長の業務報告（11～12月分）
- (2) 教育委員会の主な行事・業務の予定（令和2年1月分）
- (3) 大野城市学校運営協議会推進大会について（ご案内）
- (4) 令和元年12月議会 教育関係一般質問の概要

○吉富教育長

以上をもちまして12月定例教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後3時50分 閉会